

令和3年度 第15回 邑南町教育委員会 会議録

1. 招集期日 令和 4年 1月 19日(水)

招集場所 元気館 視聴覚室

2. 出席委員 土居教育長、森岡委員、服部委員、井上委員、武田委員

3. 説明のため出席を求めた者及び参加者

高瀬学校教育課長、三上生涯学習課長

4. 会議録に署名すべき委員の指名

井上委員、武田委員

土居教育長：

日程第1

これより、第15回の邑南町教育委員会を開催いたします。

(14:00～)

日程第2

本日の会議録署名委員は、井上委員さん、武田委員さんよろしく申し上げます。

日程第3 議決事項

議案第46号 指定学校の変更について事務局から申し上げます。

高瀬学校教育課長：

議案第46号、指定学校の変更についてです。これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。

資料を基に説明

審議対象者 2名

資料を基に説明

個人情報により省略

土居教育長：

事務局から説明がありましたとおり、小学校1名、中学校1名について変更届けが出されております。これについてご質問ご意見はありませんでしょうか。

井上委員：

1名この方は現在どこにおられますか。

高瀬学校教育課長：

一部省略

この方については、小規模特認校制度ができたころから希望が出ていましたので、今回このような形で申出書が出ております。

土居教育長：

日貫地区から、バスについて便宜を図って欲しいという要望がだされておりました、これについては日貫地区と2回協議をして、予算を増やさないで今のバスの時間を少し送らせて走らせるということで、一応了解をいただいております。今回要望として、1、2年までは登校をさせたい。その後については、矢上他から増えるように、学校、教育委員会努力して欲しい、そういう条件が付いておりますので、3月末ぐらいまでに、新学期を迎える子どもたちへの呼びかけ、保護者への呼びかけを、予算がないので、どのようなやり方がいいのかということ、検討した上でケーブルテレビ等も使いながら紹介をしていけたらと現在思っているところです。質問はよろしいでしょうか。

それでは議案第46号指定学校の変更について、ご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

続きまして、議案第47号、邑南町立小中学校の教職員の服務規則の一部変更について審議をします。事務局説明をお願いします。

高瀬学校教育課長：

議案第47号邑南町立小中学校の教職員の服務規則の一部変更についてです。これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきますと、そちら、改正する新旧対照表を載せておりますので、そちらをご覧くださいと思います。資料を基に説明

まず第4条のところで、服務の宣言につきましては、所属長の面前において宣誓書に署名しなければならないとなっておりますが、このやり方を廃止しまして、新たに宣言書を教育委員会に提出しなければならないという改正となりました。

続いて第46条の表にあります第13条のところについてでございますが、これについてはこちら対応表となっておりますが、会計年度任用職員のですね勤務時間休暇等に関する規則の中の、産前産後休暇のですね規定の中に定めてあります、その中の第何条の甲のところの改訂がございましたので、それに合わせた規定の整備をさしてもらっております。それから第16条のところにつきましては、同じく会計年度任用職員の勤務時間休暇等に関する規則の改正がございましたので、そちらを反映さしてもらっており、字句の修正等がありましたので、併せた形で第16条の改正の方をさしてもらっております。これについては以上でございます。

土居教育長：

説明がありました。着任式のおりに、以前は所属長の前で宣誓をしておったのが、それは書面で書き換えておったわけですが、実情にあわせた条文に変更するものです。あと、条とか号とかについて変更がありましたので、それも併せて変更したいという説明でありました。これについてご意見ご質問はございませんか。

教育委員：

なし

土居教育長：

それでは、議案第47号 邑南町立小中学校の教職員の服務規則の一部変更については、ご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

それでは、議案第48号、令和3年度要保護及び準要保護児童生徒就学援助新入学児童生徒学用品費の支給認定についてをお諮りをいたします。事務局説明をお願いします。

高瀬学校教育課長：

議案第48号、令和3年度要保護及び準要保護児童生徒就学援助新入学児童生徒学用品費の支給認定についてでございます。これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきますと、要綱が付いておりますのでそのまま一枚はぐってください。資料を基に説明

そちらにまず最初に令和4年度入学の1年生、そちら8名記載しておりますが、その方から申請がございまして、基準等に従いまして所得審査をいたしました。その結果については表の右側に出しております。それぞれの所得に応じた審査となっております、それが点数となっております。裏面の方ですが、今度は新たに中学校1年生の新入生に対して、こちら保護者の方から申請が出ておりまして、合計18名出しております。その中で所得等の要件に照らし併せて審査をさしてもらった結果、そのような件数となっております。これについては、以上でございます。

土居教育長：

新入生、中学校1年生、小学校1年生の入学準備品、新入学の学用品の給付に付いての説明がありました。表のように、小学校は8名、中学校は18名の申請がありました。所得審査の結果、小学校1名、中学校1名の該当外の所得審査となっております。これについてご意見ご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

教育委員：

はい

土居教育長：

それでは、議案第48号、令和3年度要保護及び準要保護児童生徒就学援助新入学児童生徒学用品費の支給認定についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

続いて議案第49号、区域外就学についてお諮りをいたします。事務局お願いします。

高瀬学校教育課長：

議案第49号区域外就学についてです。これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。1枚はぐっ

ていただきますと、区域外就学の申請書を付けておりますのでご覧ください。1名

資料を基に説明
個人情報により省略

土居教育長：

議案について、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

武田委員：

登下校についてはどうされるんですか。

土居教育長：

登下校については、保護者がやることになっております。

武田委員：

そうですか。

土居教育長：

羽須美中学校にテニスで来られる方も、同様の扱いとしております。それで就学援助家庭については、文科省の取り決めによって、給食費のみ出ることになっておりますので、その他については、現状美郷町でやるという取り決めがあります。質問、意見ございませんでしょうか。

それでは、議案第49号区域外就学についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員：
了

以上で、第15回を終了します。

(～14:50)